

会 議 録

会議名	平成24年度 第3回 小金井市図書館協議会		
事務局	図書館		
開催日時	平成25年3月28日(木)10時～12時		
開催場所	小金井市立図書館別館学習室		
出席者	委員	荒井 容子 浦野 知美 江端 壽子 大森 直樹 小林 智恵子 櫻井 ゆかり 中川裕子 松尾 昇治 根本 晴之	
	欠席者		
	事務局	西田生涯学習部長 田中図書館長 佐藤庶務係長 上石奉仕係長 菊池主査 吉楽主任 水島主事 小野主事 小松主事	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	<p>1 議 題</p> <p>(1) 小金井市図書館運営方針改訂版（案）について</p> <p>(2) 「(仮称) 小金井市貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について」 諮問</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 図書館運営方針改訂版案についてのパブリックコメントの結果について</p> <p>(2) (仮称) 小金井市貫井北町地域センター図書館分室開設準備の進捗状況について</p> <p>(3) その他</p>		

<p>会議結果</p>	
<p>提出資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小金井市図書館運営方針改定版案のパブリックコメント結果について（事前配布）</li> <li>(2) 小金井市立図書館運営方針改訂版案（修正案 事前配布）</li> <li>(3) （仮称）小金井市貫井北町地域センター図書館分室の運営体制についての諮問書（写）</li> <li>(4) 小金井市第3次行財政改革大綱（抜粋）</li> <li>(5) 小金井しあわせプラン（第4次小金井市基本構想・前期基本計画 抜粋）</li> <li>(6) 主な法人制度の比較表</li> <li>(7) 図書館をNPO法人が受託運営している参考例</li> <li>(8) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について</li> <li>(9) 危機管理マニュアル</li> <li>(10) 小金井市図書館運営状況について 根本委員資料</li> <li>(11) 小金井市の図書館</li> <li>(12) 仮称「小金井市生涯学習支援センター」実現へ向けての検討委員会（第4回）</li> </ul>
<p>その他</p>	

平成24年度第3回 小金井市図書館協議会

平成25年3月28日

【田中館長】 平成24年度第3回図書館協議会へご出席いただきまして、ありがとうございました。今年度の最後の協議会となります。

本日は、引き続き、図書館運営方針の改訂版のご説明とともに、協議会委員、パブリックコメントなどからご意見をいただきましたので、それを反映した修正案のほうをご用意いたしましたので、本日の協議会でご了解をいただければありがたいと思います。

そして、最後に、(仮称)小金井市貫井北町地域センター図書館分室の運営体制についての諮問をさせていただきます。実質的な協議につきましては、25年度に入ってからになりますが、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、松尾協議会会長、会議の開催につきまして、どうぞよろしく願いいたします。

【松尾会長】 それでは、平成24年度、最後の図書館協議会になりますけれども、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

館長からお話があったように、今日は、小金井市立図書館運営方針改訂版(案)について、了承をするかどうかご議論いただきたいということと、あと、小金井市貫井北町地域センター図書館分室開設準備のことについて、諮問を館長のほうからいただくということになっております。

報告事項のその他ですけれども、ここにはありませんが、配布資料の(12)のところに、仮称「小金井市生涯学習支援センター」実現へ向けての検討委員会(第4回)の報告を、私のほうからさせていただきます。三者懇談会で、今、進めております内容を付させていただきますというのと、去年も9月に青少年の科学の祭典が開催されましたが、図書館協議会として参加していますので、その参加を平成25年度はどうするかをご議論いただきたいと思います。

それでは、まず、配布資料の確認を事務局のほうで、お願いしたいと思います。

田中館長から配布資料の確認

【田中館長】 はい。では、資料はよろしいでしょうか。

それでは、資料説明に入らせていただきます。まず、広報活動について、水島のほうからご説明をさせていただきます。

【水島主事】 ご紹介に預かりました、水島と申します。

水島主事から広報活動について説明。配布物、館内掲示物、ホームページ掲載について。

【松尾会長】 はい。どうもありがとうございました。

急に事務局の報告が入ってしまったんですけれども、今、議題の1番、小金井市図書館運営方針改訂（案）に入っています。それで、お手元には、改訂（案）の……。

【田中館長】 7ページですね。

【松尾会長】 こちらの資料があれば見ていただきたいんですけれども。その7ページに、4、その他の活動とありまして、今まで運営方針の改訂（案）をご議論いただいてきているんですけれども、今日、残された4のところを見ていただくということになりますから、その他の活動の4の（1）が広報活動ということで、今、水島さんのほうからご説明があったということになります。よろしいでしょうか。

はい、大森委員、どうぞ。

【大森委員】 1点、僕も整理ができていないんですけれども、まず、議題なんですけど、今日は、この机の上でいただいた書面ですと、小金井市図書館運営方針改訂版（案）というのが議題になっていると思うんですが、3月18日付でいただいた開催についての通知の表現は、（改訂案）になっているんですけれども、これは何なんですか。

メールで修正案をお送りいただいたんですけれども、修正案がどういう経緯ででき上がったのかの説明とかは、もう……。

【田中館長】 今日の進め方なんですけれども、前回までと引き続いて、改訂版（案）をお示ししていますので、それを一通り終わらせた後、パブリックコメントですとか、それから、委員さんから受けた意見といったものを加えて、改訂版をおつくりしましたので、そのご説明を、その後にはしようかなと思っています。それが、議題1ということになっていて、まず、説明が終わってから、修正したものについてご説明をするというスタイルです。

【大森委員】 この期間、検討を重ねてきたのは、改訂版（案）についてですね。

【田中館長】 そうですね。

【大森委員】 それで、添付ファイルでおつくりいただいたのが改訂版修正案。

今日はどちらで進めているんですか。

【田中館長】 今、ご説明しているのは、一番最初にお配りした改訂版（案）のずっとご説明をしまして、これについて、残りの部分をご説明した後、修正版（案）について、こういうふうに変えましたとご説明をしようかと思っています。

【大森委員】 議題1の中に、改訂版（案）についてのご説明をいただいて、私たちが意見を申し上げるのでしょうか、審議と言うべきでしょうか。審議と、それから、添付ファイルをお送りいただいた改訂版（案）の修正案ということになるのでしょうか。

【田中館長】 そうです。

【大森委員】 それについての審議と、両方が議題に含まれているということですね。

【田中館長】 はい。

【大森委員】 大量ですね。

【松尾会長】 ちょっと複雑になってしまっているんですよ。

【大森委員】 時間をどういうふうにするんですか。

【松尾会長】 新しく送られてきた修正案のほうを見ますと、「その他の活動」の（4）のところでは、「図書館運営状況の評価」というところで、根元委員のご意見が取り入れられまして、「費用対効果」という表現が入っているんですね。

そういう意味では、いわゆる前の案でご説明いただいて、（4）が修正されていないものを説明させていただいて、またその後、（4）が変わりましたということになると、同じことを2回やることになってしまうので、どうでしょうかね、最も新しく示された修正案のものを下敷きにしてお話をいただくというほうがいいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【田中館長】 ただ、この後に説明するところで、ちょっとありますよね。

【松尾会長】 要するに、4と5と6、「その他の活動」と、「図書館協議会」と「職員」のところをやっしまえば、前回からの流れというのは、1つ終わるわけです。その他の活動の（4）のところは、いただいたメールでは赤字に訂正されていますから、その訂正されたものの説明をしていただければ、流れがいいんじゃないかと思うんですけれども、よろしいですかね。

【大森委員】 はい。今のように整理していただければ、間違いないんですけども、もう一つ、すいません、ずっと改訂版（案）についての検討を重ねていたのに、我々側すると、突然修正版が出てきて、唐突な印象もありますので、どうしてそういう形になったのかということの、まず、ご説明をいただいてもよろしいでしょうか。

【田中館長】 最初に、図書館の運営方針の改訂案ということで、お配りさせていただいて、今、そのご説明をしていたんですが、その前に委員のご意見、それからパブリックコメントというのを実施いたしました。そういったものを受けて、修正をしたものを、今回お配りさせていただいたんですね。それは、大幅に変えるということではなくて、文言の整理ですとか、委員の意見を取り入れたものですので、そういったものを今までご議論していたものにかえて、それでもって、最後、確認をお願いしたいという趣旨でお配りさせていただいたものです。

それは、唐突だということもあったんですけども、時間的に今回でもって終了しないと、次に貫井北町の運営体制の諮問に入ってしまうので、一旦終了させていただきたいという思いがございましたので、なかなか意見交換できない中で修正させていただいたものを、今回ご提出したということです。

【大森委員】 質問です。内容というよりは、審議の進め方についての確認というか、質問になろうかと思うんですけども、この会議は、第1回るときから改訂版（案）についての検討というのが大きな中身で、それも全部の項目の中から、同じ重さ扱っていく。何も変更がないときには、同じ重さでやっていけばいいんでしょうけれども、焦点が幾つかあったと思うんですね。

そのうちの1つが、調査になっていまして、第1回るときから、このことの問題の大きさに対応した審議時間を確保していただきたいということは、ずっと申し上げてきたんですけども、何と申しますか、今日で全部審議は終わるということでしょうか。それで大丈夫ですか。

【田中館長】 今、大森委員からのご質問ですけども、図書館評価、今回盛り込んでいるんですが、実施するに当たっての質疑時間をおとりするというふうなことです。ここでは、こういうふうなものをやる、こういうふうなことを決めていただいて、実際に入るに当たって、慎重にご意見をいただいってつくっていく、そういうふうな趣旨でご説明申し上げます。

【大森委員】 いずれにせよ、改訂版について、議題として掲げての協議会での検討は、

今日で終わりということ。

【田中館長】 はい。終わりにさせていただきたいと思います。

【大森委員】 間に合うんですか。今日は、何時まででしたっけ。

【松尾会長】 今日は12時までの予定ですね。

改定案が2つ出てきていますので、どちらを指すのかというのが、まず混乱しちゃうとまずいと思うので、従来からやっていた改訂版の案は、改訂案の1として、今回図書館のほうで、メールで送られてきた修正されたものを改訂案の2としていきたいと思います。それで、整理したいのは、改訂案の1については、今まで2回にわたって順番にやってきたんですね。それで、残されたところが、今言ったとおり、4の「その他の活動」からなんですね。

ですから、今日は、まず4以降をご議論いただいて、了承をいただきたいということで。ところが、改訂案2が出てきちゃっていますので、その4以降については、改訂案2を視野に入れてというか、それをたたき台にしてご議論いただいたほうが、合理的なのではないかと思しますので、今日のその他以降のところは、改訂案2でいきたいと。

これ、2がご説明、「その他の活動」と「図書館協議会」と「職員」と、4、5、6と来ているわけですから、そこが終われば、一通り改訂案1の議論は終わったということですよ。

その後、図書館のほうで行ったパブリックコメント、あるいは図書館協議会のほうで出された意見等を精査したものが改訂案2として提示されているんですね。改訂案1を修正したものが改訂案2ですから、その後、改訂案2を委員の皆さんにお諮りして、ご了解をいただきたいというのが、田中館長の流れと理解しているんですけども、そのようにしてよろしいでしょうかね。

それで、職員の方も、今日ご出席いただいているのは、「その他の活動」のところのご説明をしていただくということなんですね。その流れでどうでしょう。

【大森委員】 いろいろな状況があることは、おかげさまで大分理解が深まったんですけども、議事の進行に関してお願いをしたいんですが、今、整理していただいた1と2の間の修正が、ほんとうに文言の問題であったり、軽微なものであればよろしいんですけども、少なくとも8ページの(4)の図書館運営状況の評価の改正は、軽微ではなくて、かなり大きな内容の変更になっていますので、このことについては今日の限られた時間の中で深掘りして、最低1時間は審議ができるように、時間を確保していただけるようにお

願います。非常に大きな問題ですので、ぜひその点、願います。

【松尾会長】 そうすると、(4)は、図書館運営状況の評価ということですよ。今日、この大筋のところとか、文章に表現された内容で、ご了解いただければ、次回に1つ議題を設けて、1時間でもご議論いただくという方法がとれるんですけども、そういう方法でどうですかね。今日、それだけ取り上げて議論していったら、議論が尽くせない場合については案がとれないということになってしまいますと、4月以降からの動きがちょっと問題です。図書館の評価については、重要な課題です。ですから、4月以降の協議会の中で議題を設けてご議論いただくという流れにしておいたほうがいいのかと思うんですけども、どうでしょうか。

【大森委員】 入り口のところで申しわけでないんですけども、今回、新たに出された書面がや文言の変更が大変大きな変更になっていますので、例えば、先ほど説明を少し始めていただいた広報のことですか、ふだんであれば、時間をとってやるべきことですが、可能な限り、そちらのほうは圧縮していただいて、やはりこのことについて、認識を共有するなり、時間をカットしていただきたいですね。

【松尾会長】 認識を共有するというのは、大きな問題というと……。

【大森委員】 例えば、これが1の議論であれば、状況は違いましたけれども、今回、新しいものが出てきて、まず、この言葉が盛られたことの意味もご説明いただかなければいけませんし、それから、費用対効果とか、利用効率とか、まずご説明をいただかないと、私たちが議論ができないと思うんですね。それから、今、示唆していただいた、この先々のことも、この文言に従って精査していくわけですから、やはりこの文言について、きちんとやりとりをしておくことが必要ではないでしょうか。

【松尾会長】 ということは、(4)のところで行きましょうということになりますね。はい。

【大森委員】 ええ。広報とかも大事なんですけども、軽重を考えると、圧縮して進めたいなというふうに思います。

【松尾会長】 では、4のところを時間をとって、議論しながら、改訂案1及び2を進めていくということにしてよろしいですかね。

では、議論のほうを進めていきたいと思います。4の「その他の活動」の(1)の「広報活動」については、今ご説明があったんですけども、館長、それ、あわせて次の項目についてもご説明いただくということになりますか。

【田中館長】 では、次の説明をしてから。

【松尾会長】 はい。とりあえず（3）まで行ってください。

【田中館長】 はい。では、（2）の「団体・学校との協力と援助」というのは、前のほうに同じような言葉で説明しておりますので、これについては、省略をさせていただいて、次の3番の「関係機関との連携」の説明をさせていただきます。

吉楽主任のほうから、説明をいたします。

【吉楽主任】 奉仕係の吉楽と申します。（3）「関係機関との連携」について、説明をさせていただきます。

吉楽主任から相互貸借、国会図書館の利用、大学図書館との協力について説明。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。よろしいですか。関係機関との連携ですけれども、よろしいですかね。

【田中館長】 図書館長です。4のご説明に入る前に、前回、協議会でご説明した部分に、ちょっと訂正したい箇所がありますので、ご説明をさせていただきます。

【上石奉仕係長】 すいません。奉仕係長の上石と申します。

前回、第2回で、私の図書館サービス、リクエスト・サービスのところで、16ページの上から2行目に当たりますが、根本委員から、リクエストの件数の中で、「購入冊数は」という趣旨のご質問をいただきまして、それに対して、私がリクエストの総数から借用冊数や未提供の冊数を引き算すると、残りが購入冊数とお答えいたしました。それは、正しくありませんので、リクエスト件数のうち、何冊を購入して提供したかという統計はとれないということで、訂正をお願いいたします。引き算をしても、購入冊数ではありませんので、申しわけございませんでした。統計はとっていませんので、訂正をお願いいたします。以上です。

【松尾会長】 今、前回の議事録の訂正ということでご発言いただいたんですけれども、議事録は既に正式なものとして公表されておりますから、今回作成されます議事録の中に、今の訂正発言を入れていくということで行きたいと思っております。ご了解いただければ、それでよろしいでしょうか。

【田中館長】 それでは、「図書館運営状況の評価」について、私のほうから説明をいたします。まず、8ページですね。（4）「図書館運営状況の評価」、地域の状況や利用者の声

を反映した図書館づくりを行うために、図書館法第7条の3及び4（注9）に基づき、運営及びサービスの実施について定期的に評価を行い公表する。さらに評価結果を検討して、その次に下線が入っていますが、費用対効果、業務効率の面からも改善課題を挙げて取り組み、運営に生かすように努める。この下線の部分を、今回修正ということで、盛り込んでいます。これは、根本委員のほうから、（5）としてこういった文言を入れてほしいという趣旨がございました。

その中で、私のほうの考えとしては、図書館運営状況の評価、（4）の中でおさまるのではないかという趣旨でご説明をしたんですが、これは文章として起こしてほしいというご意見があったので、（5）として起こすのはなかなかなじみにくいので、（4）の中に、その文言を追加したということでございます。

では、「図書館運営状況の評価」全体についてのご説明に入ります。

図書館法は、昭和25年に成立をしました。その中に、第2条の2項の2として、文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものというふうに書いています。これは、会長がおつくりになったハンドブック19ページ、この7条の2ですね。ここに文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものというふうに記載しています。

しかし、現実には、これが示されたのは50年後の平成13年。今度は、ハンドブックの43ページの中ほど、図書館設置及び運営上望ましい基準というものが公表されました。

そして、昨年12月に再び新しい基準が示されました。その新しい基準については、メール等で、資料でお送りしたところです。

それで、今回、新しい基準の改正に当たっては、平成23年に行われた図書館法の改正を意識して反映されております。特色としては、市町村立図書館の記述の中で、市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館事業の実施等に関する基本的運営方針を策定し、公表するように努めるものとする事。

それから、各年度の図書館サービス、その他の図書館の運営状況について、みずから点検及び評価を行うように努めなければならないとする事などが盛り込まれています。これが、いわゆる図書館評価というものですね。

それで、前にもご説明しました、町田市や西東京市で、現在、実施されています。他市の状況はわからないんですが、ただ、この新しい基準が示されたことで、今後、三多摩各市においても図書館評価が進むことと思われま。

今回、この基準によるところの基本的運営方針というものは、皆さんにご協力いただいている小金井市図書館運営方針の改訂版がつくられたことにより、図書館評価の実現に近づいたと考えてございます。

今期につきましては、当初のスケジュールでは、図書館評価作成のお話を冒頭差し上げたと思うんですが、今回、(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営体制についての諮問が間に入りましたので、図書館評価につきましては、その次の検討課題にさせていただきたいなと思っています。

それで、図書館運営状況の評価につきましては、今後、他市の状況等がわかり次第、逐次お届けするような形で進めていきたいと思っています。図書館運営状況の評価の説明については、以上になります。

【松尾会長】 いかがでしょう。下線部分ですね。費用対効果、業務効率の面からも、改善課題を挙げて取り組みという文言が入ったわけですけども、評価を行った結果、改善をするということなんですけれども、その視点として、費用対効果とか業務効率ということがあるんだと思いますが、いかがでしょうかね。

【松尾会長】 どうぞ、根本委員。

【根本委員】 これは、例えば国分寺の市民が図書館に来て、10冊、20冊貸して持っていった。3週間たっても返してくれていない。そういう場合に、はがき1枚出しておしまいです。これが、この図書館の今の現状ですな。だけど、貸出冊数の制限が無制限でいいのかどうか、期間は3週間でいいのかどうか。国分寺では、私が国分寺の図書館に行っても借りられないんですね。そういう一方通行みたいな協定というのはどういうことになっているのか。そういうようなことを検討しなきゃいけないんじゃないかという趣旨で、この文言を入れている。こういう項目が抜けていたものですから、あえて入れてもらったほうがいいんじゃないかということで、提案したんですが。

なかなか貸出冊数の制限だとか、期間がどうだとか、相互協力がどうか、そういった問題は、ここで、今、大森さんが言っていたように、30分、1時間じゃ、なかなか判定するものが出ない問題じゃないかと思いますね。

これは、これからまた、議論していかなきゃいけないんじゃないかと思いますわ。

とりあえず、文言だけは入れておかないと、今までの運営方針の中に、この問題が議論する形になっていないから、あえてここへ入れたんですけども、中身については、具体的には、そういうことじゃないかと、私は思っているんですがね。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。大森委員さん、どうぞ。

【大森委員】 まさに文言の問題で、質問が3点ほどございます。全部、文言に関しての質問なんですけれども、まず、運営及びサービス、この両方について評価をしていくという、2本立てになっているんですけれども、準拠されている図書館法第7条の3は、運営の状況の評価なんです。小金井市では、運営の状況ではなくて、運営とサービスというように、どういうふうな定義になっているのかということが1つです。これは、館長へのご質問です。

それから、2つ目の質問は、これは、根本委員と図書館長と両方への質問になるかもしれませんが。効果という言葉がありまして、費用については合っている、経理ができるような気もちょっとしているんですけれども、とりわけ効果は、社会教育、学校教育、両方そうですけれども、この文言を明記して、実際にそれを実施していくためには、図書館の仕事の効果とは何なのかということの定義が明確にされていないといけないと思うんです。ですから、ご提案をされた根本さんが、図書館の仕事は多岐にわたりますけれども、その効果というものをどう押さえられているのか。それが2つ目です。

それから、3つ目なんですけれども、業務効率という言葉がありますけれども、これも、いろいろな仕事に関して、業務効率というのがあると思うんですけれども、とりわけ、ここは図書館ですから、公立図書館の業務効率とは何か、その定義をどういうふうにされているのかというのを教えていただけたらと思います。

【松尾会長】 以上、3点。

それでは、館長のほうから、1点目からお願いします。

【田中館長】 1点目、申しわけございません。ちょっとよくわからなくて、もう一度教えていただけますか。

【大森委員】 図書館法第7条の3は、図書館の運営を評価という内容になっていると思うんですけれども、ここでは運営とサービス2つを評価するというふうになっているんです。言葉の範囲とか、定義がどういうふうになっているのかというのを、教えてください。

【田中館長】 まず、どういうふうな図書館の運営をしていくかというのは、ここで、今、新しい運営方針をつくっていますよね。それに基づいて、いろいろなサービスを展開していくんですが、そのサービスを捉えて、その1つ1つ、どういうふうに今後評価していくかということの意味していますので、当然ながら、大森先生の質問が、ちょっと私は

わからないんですけども、運営、それからサービス、あるいは両方について、総合的にと言いますか、評価をしていきたいという思いでつけているんですけども。

【大森委員】 図書館法が整理されたということが、背景としては1つ大きいと思うんですね。それから、法律との整合性もとっていく必要がございますから、図書館法においては、図書館の運営の状況についての評価という方向性を示しているのに対して、あえて、小金井市が運営とサービスというふうに、2本立てで評価をしようとしているということの理由ですね。

【田中館長】 運営とか、運営状況に当たっては、当然サービスが含まれていると考えるんですけども。

【大森委員】 私も同じように考えていまして、ですから、ことさらサービスという言葉を立てて、2本立てにしてしまうと、かえって煩雑になるような印象なんですね。法人であれば、運営の評価1本ですっきりしていたほうがいいと思いますけれども、何か特段の事情があればご説明いただければと思って。

【田中館長】 特段の事情ということはないですけども、ただ、運営及びサービスということで、表現の仕方はこれでいいのかなと思っていたんですが、大森委員が言われるように、これは落としても、この中に含まれているということであれば、それはそれで構わないのかなという思いもあります。

【松尾会長】 ありがとうございます。

会長の考え方でよろしいですか。小金井市は、今、私たちが議論している小金井市図書館運営方針に基づいて、これから運営していくわけです。やはり、その運営方針が評価に反映されないとだめだと思うんです。そういう意味では、3を見ると、図書館サービスということで、資料の提供から、レファレンス・サービスから、リクエスト、児童サービスと、10項目にわたってサービスが記述されているわけなので、やはり運営方針、非常に大切なものですよね。その中に、記述されているサービスを評価の対象にするという意味で、運営及びサービスという表現にしたと理解すればどうかなと思うんですけども、図書館にとってサービスというのは、やはり非常に大事な利用者、市民に対するサービスですから、それがどう行われているかというのは、小金井市の図書館の考え方として評価していくんだという理解ではいけないでしょうかね。

はい、どうぞ。

【大森委員】 それは理解できるんです。この書面を見ても、3番のサービスの項目が

一番項目数も多いですから、小金井市としては、そこを中心にやっていくんだということは理解できるんですけども、ただ、文言の整理になってくると、そういう定義が、絶えず代がかわっても理解されていけばいいんですが、形式論理で言うと、サービスの評価もするということになると、運営という概念の中にはサービスは含まれなくなりますよね。

【松尾会長】 ああ、なるほど。

【大森委員】 すると、運営引くサービスとは何か。サービスの評価だけをやる、逆にサービス1つだったらすっきりしているんです。小金井市は、とにかくサービスの評価をするんだということであれば、齟齬はないと思うんですけども、運営及びサービスというように、2本立てにすると、サービスの評価については、小金井市はイメージはできています。じゃ、運営についての評価とは何かということになると、不必要に評価項目が膨大になったり、そういうことが危惧されるんですね。ですから、すっきり運営にして、法律と同じにして、精緻なサービスということであれば、サービスと齟齬はないですし、特化してサービスだけ1本にするのか、運営だけにしておいて、サービスのことをきちんと評価するほうが、評価制度が不必要に肥大化することは抑制できるのかなという気がしたんですね。

【松尾会長】 評価項目が肥大化してしまうことに対して、シンプルにしたほうがいいのではないかというご意見ですね。いかがですかね。

【大森委員】 必要な項目が増えることはいいです。不必要な項目は……。

【松尾会長】 どうですか。

【田中館長】 確かに大森先生が言われることも、私たちはわかりますが、どうですかね、運営及びサービスで、特段、私はそんなに引っかけられないというところがあるんですけども。あえてこの協議会委員の中でとったほうがいい、運営の中に含まれるというふうなご理解をしていただければ、それはそれで意味があるのかなという思いがあります。

【松尾会長】 考え方の問題になってきましたね。どうですかね、委員さんのご意見は。はい、どうぞ。

【浦野委員】 浦野です。私は大森委員の考え方がいいと思うんですけども、やはり評価の対象が増えるということも問題ですし、ここの協議会の中で運営及びサービスは何だろうと言っているんですから、これから期が改まったり、あるいは市民の方がこれを見たときに、これは何だろうということが引き続きあると思うので、それでしたら、やはり

法律と同じように、運営1本にしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

【松尾会長】 サービスについては、(3)で具体的に10項目にわたって述べていますから、これは、もう当然評価の対象になるのではないかなと思いますよね。法律の言葉で言えば、運営状況について評価となっているので、あえてサービスをとったからといって、サービスを評価しないんだということにはならないと思いますよ。

いかがですか。運営の状況について、定期的に評価というように、法律の文言を入れるということになりますかね。

【浦野委員】 それは賛成です。はい。

【田中館長】 そうですね。委員の皆さんも、そういう整理をされるのであれば、「及びサービスの」というところを落としてということで、作り直しをするということは可能です。

【生涯学習部長】 すいません。生涯学習部長ですけども、必ず、これはまた議会等でも、市民の方にも説明することになるんですが、「運営は何ですか」と、逆にまた聞かれることになると思うんですが、これは当然、運営方針の中に載っているような項目についてのものです。というか、当然サービスは含まれているという解釈は、説明し切れませんので、載っていなければならないのかと言われると、それほどの重みがあるようなせりふというものではないのかなという気は、私もします。運営を評価するには、当然、運営をやっているなりの、図書館が運営しているというのは何のために運営しているのかといったら、サービスのために運営しているわけですから、当然それが含まれているのが当たり前の話だというふうには、説明はできるということにはなっていると思っています。

【松尾会長】 ということは、サービスをとっても大丈夫だという意味合いでよろしいですかね。運営で、図書館協議会としては、運営の状況について定期的に評価という表現になるんですかね。それでいかがでしょうか。

では、2の費用対効果のことですね。費用対効果、要はコストパフォーマンスという表現で言われますけれども、いかがでしょうかね。

【田中館長】 そうですね。費用対効果、業務効率、その文言の考え方でですけども、市としては、やはり事業を進めるに当たっては、最小の投資で最大の効果というのを求められているわけですから、そういったことを考えれば、こういうふうなことを入れて、やはり図書館サービスは運営していくべきかなとは考えています。

【松尾会長】 よろしいでしょうか。費用対効果と業務効率ということになると、地方

自治法の精神にのっとるんですよ。今、館長がおっしゃったとおり、最小の費用で最大の効果という表現と、あと、効率的な運営をしなければならないというような表現が地方自治法の中にもあるので、ここに同じようにその表現を入れたとしても、整合性はとれているかと思うんですけれども、どうでしょうか。

【大森委員】 よろしいですか。まさにその点で、今の2点というのはもう、公費を執行して仕事をする人間にとっては公立であっても国立であっても大前提で、税の執行はやっぱり重いわけですから言うまでもない大前提であるし、ちゃんと関連法に明記されているわけです。それをあえてここに書いていくことの必要性があるのかということがまずありますし、あえて書いていく場合には、税を執行するときの大原則として持っていくときには問題がないんですけれども、こういう具体のところではこれを持っていくと新たな問題が生じてきて、図書館運営の効果とは何なのか、このことの定義がきちんとできていないと、評価項目がいびつになっていく危険性があると思うんです。

ですから、私の意見を申し上げる段階ではなくて、文言を提案された以上、効果とは何かについてのイメージや定義がないまま提案されるということはないと思いますので、まずそれが何なのかというのを教えていただけたらと思います。

【松尾会長】 運営の効果ですね。

【大森委員】 ええ。しかもそれは予算執行一般の効果ではなくて、図書館行政についての効果ですから、図書館行政の効果というものを測定可能、評価可能なものとして出されているわけですから、その範囲をどういうふうに定義をされているのか、ちょっとお示しいただけますか。

【松尾会長】 いかがでしょうか。

【根本委員】 私はあんまり難しいことは大森先生みたいにわからないけれども、配付資料の何番目かな、見出しを見てもらいたいですけれども、配付資料の10番目だ、ここを見ていただきたい。10番目の資料、運営状況について。「本の上に横置きの本」、「いつまで寝たきりにしておくの?」、「いや、横になっている方が楽よ!」、「重い!はやくどけて!」と、こういう状況がこの図書館は何年も続いていました。私が委員になってこの図書館に来たらこういう状況になっているんで、何とかこういう状況を改善してもらいたいとお願いしていたんですけど、検討します、検討しますという答えばかりで一向に検討されていなかった。

それで、今の大森先生のお話のように、業務効率とは何だ、業務効率とは何だ、こうい

う提案を、こういう文章を入れないと、こういう状況がエンドレスに続いちゃうんじゃないかということであえて提案したんです。荒野にたたずむブックポスト、これはそのうち解消するだろうということなんですが、東小金井の、今、再開発予定地の公衆電話のところと並んで、ポツンと、「夏の暑さは我慢したけれど、昨日は雪…寒くて大変!」、「本が泣いています」という状況。

また「図書館城」、これはあえて言えば、図書館というのは殿様がいて、大奥がいて、侍がいる。非常に閉鎖的な社会におなりになっているようなので、たまには殿様以下が城内、城外を見回って、現状をよく把握した上でやっていただかないと、紀伊國屋、丸善、こういうような民間委託会社、こういうものがいつ攻めてくるかわかりませんよというのは、あえて民間委託がそのうちにしなきゃいけないんじゃないかということにつながっているんですか。

また最後の「本を愛して」というのは、この映画は私も見てきましたけれども、この図書館がそういう映画の企画とかイベントの企画なんかをして、固定した人ばかりなんですね、図書館をするような。どんどん新しい市民の人たちにたくさん利用してもらえるような、そういうイベント、企画をやっていかなきゃいけないんじゃないかということも含めて、ここにその資料をつくります。それもまた、文言を何か入れないと、皆さんが読むところへあえてこういうものを入れてくださいと前からお願いしてしまして、入れてもらったという経緯なんですけど、何か、それでも不都合がありますか。

**【松尾会長】** はい、どうぞ。

**【大森委員】** 費用対効果をきちんと考えていくということをまさに効果的に行うためには、費用とは何か、効果とは何かということがきちんと認識が共有されていないと、例えば本の上に横置きがあるのは、確かに美観を損ねるし問題があると思います。けれどもそれだけ改善をすれば図書館の社会的責任が果たせるのかというと、そのことも無視はできませんけれども、それ以外にもかなりの幅と奥行きをもって公立図書館がやるべき内容はあると思うんです。その全てについて効率性を追求しないといけないわけで、どれか特定のことだけを取り上げて、それを改善すれば費用対効果があったということではないので、根本委員がおっしゃったことを具体化するためには、やっぱり効果についての幅がある程度整理されている必要があると思うんです。それが整理されていないままにこういう文言がひとり歩きすることの危険性のほうが大きいのではないかと思います。

**【根本委員】** あえて文言を入れたのは、さっきも言ったように、国分寺の市民が百冊

借りに来たら、はい、どうぞどうぞと。私が国分寺に行ったら貸してもらえません。貸し出し冊数は無制限でいいのかどうか。これも、この間、館長に調べてもらったら、多摩26市中、日野市だけが無制限。あとの24市は1回3冊とか1回5冊、そういう制限がある。

また、期間についても3週間が長いかわい。それと相互協力について、小金井みたいに誰でもいっちゃいというような図書館は何軒あるのかとか、そういうのを検討して、その上でサービスがどうか、一番市民に対するサービスはどうあるべきかということを議論していかなくちゃいけないんです。その項目が今までの協議会のあれに抜けていたから、あえてこういうコメントを入れて、来期以降にこういう議論をしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思って入れてあります。この項目がひとり歩きする心配は僕はないと思いますけどね。あえて言葉じりでがたがたいってもしようがないから、先生が削るといふんだったら削ったらいだらうし、私は入れたほうがいいと思いますけど、それも多数決で決めることじゃないと思うけど、皆さんのご判断でいかがでしょうか。田中館長さんは入れたわけでしょう。

【松尾会長】 図書館の考え方とすれば、入れるというふうに提案しているんだと思うんですけどね。

はい、浦野さん。

【浦野委員】 前回私はお休みをしたので、前回の議事録を読ませていただきました。その場にいなかったもので、いろいろと間違った理解があるかと思うんですけども、まず、根本委員のおっしゃっているこの状況に関しては、やはり私たちだけでなく市民全体が不都合に感じている、改善を早くしてほしいということであることは確かだと思います。それと私たちが今、検討している運営方針の改訂についてはまた別問題じゃないかなと思うんですね。

ですから、費用対効果とか、そういった言葉がひとり歩きするという心配も私もすごく危惧しているので、根本委員がおっしゃっていることについては協議会としてやはり早急に改善すべきということを提案すべきだと思いますので、それは別として、運営方針について検討すべきじゃないか。それを検討した上で、やはり私としては、費用対効果とか業務効率という文言をここに入れることが、これから先、次の期の方が検討しなくちゃいけない評価について大きく影響してくるのではないかな。反対に、たがをはめてしまうのではないかなという懸念もありますので、根本委員のおっしゃっていることも大切ですけども、

そこは区別して考えるべきではないかと私は思いますので、削るべきではないかと思っております。

【松尾会長】 はい、では中川さん。

【中川委員】 費用対効果、業務効率の定義をという質問に対しての館長さんの答えが明確じゃなかったなと感じております。おそらく私が予想するに、市民の満足度だったり、市民の割合に関しての利用度のパーセンテージであったりというようなことも含まれているのかなと、そういうことなのかなと私は思うんですが、そのあたりが、効果とか効率というのが、どう捉えていいのかというところがちょっと明確ではなかったと思っております。

それともう一つ、費用対効果、業務効率の面からも、「も」と書いてあるので、ではそれ以外のところでの課題改善の取り組みとか評価の検討というのはどういうことなのかと。質問ですが、こうやって文言を入れることで、かなり詰めていかななくてはいけないことが出てくるかなと思います。評価をする限り、私たちは評価をして公表し、改善します。これは当然、そのための評価ですので当たり前のことだと思いますけれども、そこをあえて入れたということの、図書館としての前向きな意欲とか、今後はこうしたいといったものが含まれているのかなという思いを予想しながら考えてはいました。私も、入れることで議論が広がり過ぎてしまうから不要かなと。効果とか効率について、館長さんがどういうふう考えているのかということと、効率の面からも、「も」というのは、では別の意味では何があるのかということをご質問したいんです。よろしくお願いします。

【松尾会長】 では、館長のほうからお答えをいただいて。

【田中館長】 費用対効果、業務効率のこの文言ですけれども、これは前回ですかね、根本委員のほうから（５）ということで、こういった言葉を入れてほしいというご議論がありました。それで、そういったものについては、（４）の図書館運営状況の評価の中を含むことができるのではないかと私がお説明をしていましたけれども、あえてこれについて盛り込んでほしいというご希望があったので、（５）として起こすのは難しいので（４）に入れたというふうな事情です。

では、これは委員の中で整理をしていただければよろしいかと思います。だから、削除したほうがいいのかというのであれば、それは削除するのは結構ですし、そのまま残して使っていきたいというならば、そういうことでよろしいかなということだと思います。

【松尾会長】 はい、荒井委員。

【荒井委員】 私の意見は、運営方針を今決めているわけですが、図書館法に基づく評価というのが、運営方針を持っているような図書館については、方針に基づいてそれが運営されているかどうかを評価するのであって、この運営、その他の項目の運営状況の評価というのは、運営方針に基づいて適切に運営されているかどうかをどう評価するか、これは定期的にとか、市民の声を聞く場合、運営方針になっているとかいないとかいうこともはかるための利用者の声を聞くことを書く項目じゃないかと思うんです。もし、根本委員のご希望の部分が、例えば本の貸し出し数の問題とか、期間だとか、特にご意見が出ていたのは、修正で時間のことが追加になっていますので、その方針のところ盛り込む議論のところで、じゃあどっちの方針をとるのかということがあってまとまる部分で、この運営状況の評価のところにはその項目は入らないような気がします。答申の構造として、効率とかそういうのは運営方針の中に入る言葉ではないだろうなという気がします。

もし、効率的にとか何かを入れるのであれば、図書館運営の方針として図書館のあるべき姿でそういう、根本委員のご希望の議論のことに入れるのか入れないのかというのを議論するというのはわかるんですけれども、あとはもう、さっき皆さんがおっしゃっていたように、公共施設の運営の前提は、無駄遣いをしないことはあるということで、図書館の運営方針としてさらにそれを何か入れるのであれば、前の部分に入れることなのかなという気はするんですね。そうするとそこに即した議論もできるので、冊数をどうやっていくのかとか、そこら辺の議論でどうしてそういうふうな小金井市は方針をとってきたのかというところから話しながら、それが今の時代状況に合うのか合わないのかとか、他市に広がらない状況の中で小金井市民が不利益感を感じているということであれば、それを私たちはどう考えるのかというふうに行くところ、根本委員の疑問というのが反映されると思いますけれども。私の意見ですから、新たに追加されたところは、ここに入れるのはそぐわないのですか。

【松尾会長】 入れるのはそぐわない。これから図書館で、図書館評価をするということは、評価手法を検討していかなくちゃならないと思うんです。それは、一般的に言われているのはPDCAサイクルといって、プラン・ドゥー・チェック・アクションという4つの流れなんですけれども、そのCのところ、チェックというのは効果ですね。だから、図書館がどう効果項目として評価を入れていくのかというようなことは、当然、評価手法を考えるとときには明確じゃなくちゃならないと思うんです。

一般的に言われているのは、やはり、中川先生が言われたとおり、利用者満足度などは

効果の一つの柱になるのではないかと思いますけれども、今、この評価手法まで議論してしまうと大変なことになってしまうんですが。

はい、図書館長。

【田中館長】 まず、図書館運営状況の評価をどういうふうにするかという、満足度とかいったもの、当然そういったものを含んで評価と言われているんですね。それで、さっきお話ししたように、西東京市とか町田市とか、まだやっている市は多くないんです。ただ我々のほうは始めるに当たっては、どういったものを対象とすべきかというところからスタートしなくちゃいけないんです。

ただ、今、何を対象にするかとか、そういうお話をされてしまうとなかなか先に進まないと思います。ただ、こういったものを今後進めていくということの確認をしていただいて、ここに載っている文言が、それに対して何か重荷に、あるいは何か縛りがかかってしまうということであればこれは外していただいても構わないですし、あるいは載せたほうがいいのかというのであれば載せていただくというようなご議論をしていただければいいと思います。

【松尾会長】 はい、大森委員。

【大森委員】 ここまで私は、意見は申し上げていなかったんですけども、こういった文言を整理していくときに、国の法律も見なくちゃいけませんし、ここで十分議論をして、ここはもう小金井市で踏み込もうということは、あってもいいと思うんです。ただ、この評価に関しては、まだまだちょっと、踏み込むだけの議論や準備も、まだないようです。このことが重要だということについて認識が共有されていますから、あえてここは踏み込まずに、この後の議論でほんとうにいいものをつくっていくというほうがよろしいような気がします。

もう一つ、追加なんですけれども、学校教育ではこの費用対効果とか業務効率という言葉が具体的に論じられている時間がやや社会教育よりも長かったり短かったりするんですけども、一般的な傾向としては、こういう文言を使うと簡単に数値化できること、また短期的に成果が見えるものとしてこの言葉が機能していくという傾向が強いです。それは今後の課題になりますけれども、今の段階では費用対効果という文言と業務効率という文言はとっておいたほうがいいのかというのが私の意見です。

それからもう一つ、不必要に踏み込まないということで言うと、この第4項の2行目のところに「定期的に」という言葉が入っているんですけども、これも、不必要に私たち

の仕事に縛ってしまうので、評価のことを考えているときに評価の予算がかかるんですね、人間が評価をしますから。評価の効率性も非常に重要で、ほんとうにいい評価制度をつくっていくためには慎重さが望まれますので、「定期的に」という文言をとっても評価をきちんとやっていくということは担保されますから、「定期的に」は落としていただけるとよろしいのではないかと。

【松尾会長】 はい、いかがでしょうか。

「定期的に」という言葉は、新しく出た文科省の望ましい基準の中でも、「定期的に評価を行いなさい」という、定期的という言葉が入っていたと思うんです。今、資料を持ってきていないんですけれども。

結局、定期的にやらざるを得ないというのはあってもなくても同じだと思いますし。

【大森委員】 でも、何かこう、あまり議論なく単年度評価が多いんですね。

これ、十分議論をして単年度ということならよろしいんですけれども、議論なしに単年度評価なんです。1年中評価に追いまわされているのが、今、あらゆる教育現場で生じていますね。

【田中館長】 では、そのところを落として、図書館評価をやるときに、例えば回数をお決めいただくということでいかがでしょうか。

【松尾会長】 そうしますと、「定期的に」はなくす。「ついて評価を行い公表する。さらに公表結果を検討して改善課題を挙げて取り組み、運営に生かすよう努める」というふうになりますけれども、「費用対効果も」までは入っていないのでしょうか。

【根本委員】 まあ、これは役所の言葉にはなじまないから外してもいいんだろうな。「費用対効果、業務効率」というのはね。今、「検討して改善課題を挙げて取り組み、運営に生かすように努める」ということにしますか。

【松尾会長】 館長のほうはどうですか。

【田中館長】 それで結構ですけれども、ちょっと整理をしたいんですが、直す項目は(4)で、ご意見は以上でよろしいですか。

【松尾会長】 (4)については以上ですよ。

【田中館長】 そうすると、直したところの確認をしたいんですが、「図書館法第7条の3及び4(注9)に基づき、運営の状況について評価を行い公表する。さらに評価結果を検討して、運営に生かすように努める」でいいですか。

【松尾会長】 いや、「改善課題を挙げて取り組み」は残すと。

【田中館長】 ああ、そこは残すんですね。「検討して、改善課題を挙げて取り組み、運営に生かすよう努める」ということですか。

【松尾会長】 はい。

【田中館長】 では、それでよろしければ、そういった形で提出します。

【大森委員】 「取り組む」というのは大丈夫ですか。改善課題を挙げて、改善に取り組むことまで評価に含めてしまって大丈夫ですか。

【松尾会長】 これ、結局いわゆるPDCAサイクルというのを使えばC、Aのアクションのところが課題の取り組みですよ。ですから、いいんじゃないかと思えますけどね。これも確認しておいたほうがいいですね。

【大森委員】 これ、取り組みの中身は何でしょうか。評価結果を検討して、その後で運営に生かしていくわけですね。評価というのはつながりがありますがけれども、評価そのものは評価として完結せざるを得ないので、改善課題を挙げるのが評価の裏側だと思うんですが。

【松尾会長】 改善課題を挙げて運営に生かすよう努める？

【大森委員】 「取り組み」と「運営に生かす」というのが、同じことが繰り返しになっているような気が……。やっぱり最初に館長に出していただいたのが精査されているものなのかなという。下線は全部とったほうが。

【松尾会長】 全部とっちゃいますか。

【大森委員】 論旨は明確、齟齬がないような気がします。

【松尾会長】 「さらに評価を検討して、運営に生かすよう努める」が原文ですね。

いかがですか？

【田中館長】 私のほうは、皆さんがよろしければ。

【松尾会長】 はい。それでは、赤線の部分はとるということで、図書館協議会として、館長のほうに意見を申したいと思います。

私たちの協議会は、今年限りなんですけれども、ぜひ運営方針を議論するときに、この図書館運営状況の評価については、今あった効率だとか、効率とは何かという議論があったということは引き継いでいただきたいと思いますので、新しい協議会の中で議論することだと思えますけれども、忘れないようにしていただきたいということです。お願いします。

【田中館長】 では、次の説明です。

田中館長から5図書館協議会の設置状況、6職員の配置状況、専門的職員、(3)個人情報保護、(4)緊急時の対応について説明。

【松尾会長】 ありがとうございます。

次に報告事項に入ります。パブリックコメントの結果について、これは資料があると思いますので、館長からご説明をお願いします。

【田中館長】 では、お手元にパブリックコメントの資料をお配りします。

平成25年1月8日から2月12日にかけて、パブリックコメントを実施しました。それで、2団体・4個人から27件のご意見をいただきました。寄せられた意見に対して、ご意見をまず左側に項目立てをして、真ん中に、寄せられたご意見。右側に図書館の意見ということで付したものを、公表しようかと思っています。

それを受けて、図書館の、先ほどお配りした改訂案を少しいじっています。では、どこを直したかということをご説明します。

改訂案2をごらんいただけますでしょうか。まず、3ページの上のほうですね。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」というものがございしますが、これは前回、最初のところにはこの文言が載っていて、今回落ちていたというご指摘があったので、これについて戻すようにしました。要するに、教育委員会がつかさどっているということをごここでは明記されていると。あと、真ん中に、「整然とした美しい配架を心がけ」というのがあるんですが、これは、パブコメではないのですが、こういったものが落ちていたというご意見があったので、これについて追加をしました。あと、3ページの「整然とした美しい配架を心がけ」の下のところで、「に努める」というところがあるのですが、このところを直しています。あとは、言葉の整理の関係で……。これは、直しているのはそこだけですね。あとは、資料の説明のところ注1とあったんですが、地方教育行政という文言を入れてしまったので、それが1つずつ繰り下がってきている形になっています。

【松尾会長】 法律に基づいて図書館が設置されていると。図書館の条例によりますけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、教育委員会の根拠法ですね。その中に、図書館というのは教育機関と定められている。なので、基本的には委員会が所管しているんだと。市長部局ではありませんという意味合いを加えたということだと思いま

すけれども、いかがでしょうか。パブリックコメントを受けて改訂案の2が図書館長から示されたということですが、これはご質問、あるいはご意見ございますか。

【浦野委員】 浦野です。運営方針の修正案の4ページで、上のほうですけれども、「市民の利用を促すとともに、市民と図書館が良きパートナーとなって協力し合い、図書館サービスの向上に努めていかなければならない」という表現ですが、以前も話が挙がったような気がします、図書館サービスの向上に努めるのは市民と図書館でしょうか。それとも、図書館なんでしょうか。そこの主語がちょっと曖昧なような気がするので、それについて図書館の考えを教えてくださいたいんですが。

【田中館長】 今、指摘されてよく見たのですが、これ、ごめんなさい、最初から指摘をされておりましたでしょうか、このところがおかしいとか。

【浦野委員】 ええ。初めのほうに指摘をしたつもりだったんですけれども。

【松尾会長】 これは、前期ですね。今、第12期ですよ。第11期の協議会で議論したときに指摘されたところなんです。そのときに、図書館側としてはこのまま行くということになりまして、表現としては変わっていないわけですが。

【田中館長】 ご質問は、市民が主体なのか、図書館が主体なのか、あるいは両方がセットなのか、そういうふうなことでいいですか。

【浦野委員】 ええ。

【田中館長】 これを読む限りは、市民と図書館がともにやっていくというふうなことだと思うのですが。

【浦野委員】 それは、「パートナーとなって協力し合い」は、協力するのはいいんですけれども、「図書館サービスの向上に努めていかなければならない」のは図書館ではないのかなというふうに、個人的には思っているのですが、それは今の社会の流れとしていかがでしょうか。簡単に教えてくださいたいんですが。

【田中館長】 浦野委員としては、それは、例えばどういうふうに直すと適当なのかなというご意見はありますか。

【浦野委員】 「パートナーとして協力し合い」、しつこい言い方になってしまいますけど、「図書館は図書館サービスの向上に努めていかなければならない」と。

【田中館長】 「図書館は」という主語を入れればいいと。

【浦野委員】 ええ。きちんと入れるべきではないかなというふうに思いました。

【松尾会長】 この文章をそのまま読むと、市民と図書館がとなっていますから、市民

も図書館サービスの向上に努めなければならないという拘束がかかってしまっているわけですね、市民に対して。そういったように私は受け取れて、果たして市民をそこまで、努めなければならないという義務を課すことができるのかという意味だと思うんですけど。

【田中館長】 「図書館は図書館サービスの向上に努めていかなければならない」。これでもよろしいかと思imasので、もしそういうことでここは追加してよろしいのであれば、そういうふうに訂正したいと思います。

【松尾会長】 「市民と図書館が良きパートナーとなって協力し合い」と、これはいいんですよね。その後に、「図書館は」という主語を入れるわけですね。

【浦野委員】 主語を入れていただけると。

【松尾会長】 いいですね。どうですか。すっきりしたような気がしますけれども。図書館長のほうで了解をいただいたので、よろしいでしょうか、「図書館は」というところだけ。

ほかに、ございますか。

【荒井委員】 この図書館方針というのは、大体、何年に1回ぐらい改訂をするんですか。

【田中館長】 これは平成元年につくられて、何度か直してはいたんですね。いたのですが、ただ、かなり年月がたっていますので、これは全面改訂に近い形でやりますので、しばらくはこれで使って行って……。

【松尾会長】 よろしいでしょうか。

【荒井委員】 はい。

【松尾会長】 図書館運営の憲法のようなものと理解していいのかなと思いますけれども。

【荒井委員】 そうすると全面改訂だから、今がとてもいいチャンスで、現状に合わせて踏み込んでいくとか、将来に向けてという、そういうところで一応先ほどの私のあの意見もそれは評価が入ってくればまた5月の調整でやられるんでしょうけれども、(2)資質、能力の向上の「職員の専門性を高めていく」というところの今までの文言と同じようになっているので、田中館長のご意見もあったように、もう一步前進されている文言を入れておいたほうがいいのか、入れられなくても評価のところにつくって足すのか、どちらかだろうとは思っていたんですが、なかなか現状では難しいことは説明もあったこともわかります。けども、ほんとうはそういう専門性を高めていく配置とか、継続とかが必要なの

かということが、改訂しなかったから今までのものでいいというふうを受けとめられないような何かがあるといいなと思います。

【松尾会長】 図書館の職員の専門性については、館長のほうから考えが示されたわけですが、図書館協議会としても、やはり図書館の職員の専門性というのは必要だというふうに、それは認識が一致すると思うんですね。ですから、議事録に残す形でいきたいと思うんですが、文章をどうのこうのというところまでいかないで、議事録のほうで、今回の協議会で確認されたというようにしていきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

では、そのほか、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

【浦野委員】 児童サービスについてのところでちょっと検討していただきたいんですが、サービスの項目はいろいろたくさん上がっていてとてもありがたいことなんですが、乳幼児たちの保護者へのサービスというところが、抜けているような気がするんですね。これは幼稚園ぐらいからのお子さんを対象に考えていらっしゃるのかなと思うんですが、生まれたときからお母さんがお子さんに対して、本に接する機会をたくさん設けてあげることがやはり必要だと思いますので、そこについては保健所とか図書館と連携して何かさらにアクションを起こしていただきたいなということを感じるんですが、そういった取り組みはこの中に含まれているんでしょうか。

【田中館長】 今言われたのは、確かに載ってはいないのですが、この中で、ケのところに、小金井市子ども読書活動推進計画というのがあるんですね。それは今、第2次計画に沿って実施していますが、平成25年度で終了しますので、今度は第3次をつくるんですが、そういった中にご意見等を反映させていきたいなと思います。

【浦野委員】 ありがとうございます。

これで決めなきゃいけないということなので、すみません。最後に、図書館というのはやっぱり社会教育施設としての役割もあると思うんですね。それで、この運営方針が、施設としての役割を盛り込むかどうかというのはまた考えなければいけないところかもしれないんですが、市民への学習活動への支援という役割も大きいのではないかなと。それについてはこの中のどこで触れられているのか、教えていただきたいんですが、

【田中館長】 まず、図書館は、図書館法が全体にありますね。図書館法上では学習を支援するという項目もあります。それで、そういうものを受けてつくられているので、具

体的にここのどこに載っているかというのと、ざっと見て7ページの(10)施設の提供で、「生涯学習が進められるように、図書館の施設を提供する」という文言はあるのですが、ただ、図書館法にのっとってやっていますので、生涯学習については支援をしていくというふうな精神を、受け継いでつくられているということでご理解いただければと思います。

【松尾会長】 実際の運営については、いわゆる市民の方の学習、視野ということ。具体的な運営の中でやっていっていただきたいと思いますが。

ほかにご発言、よろしいですか。

【荒井委員】 いわゆる今日のところではないんですが、行政サービスのところの(9)行事・文化活動の趣旨。今、会長の進め方で、ああ、そういうふうに進めるのかと思ったので、あえて発言をしますが、根本委員が提案された最後のところで、いろいろな事業をやって図書館をあまり使っていない人たちも引きつけることをやるというご提案というのは、ここの(9)のところを少し充実させたらということかなと思ったので……、ですよね、根本委員。ちょっと議論を聞いていて、そういうところでいろいろな形の企画を試みてみるというのはおもしろいことではないかなと。

【松尾会長】 よろしいですか。行事・文化活動とあるので、行事の企画や、あと、利用者懇談会などもありますよね。今まで開いたことはあるんでしょうか。

【田中館長】 今までは、利用者懇談会というのはなかったもので、これは改めて項目を起こしましたので、定期的に関わりたいと思います。

【松尾会長】 ぜひ、利用者懇談会を開いていただいて、まさに先ほどあった、市民のよきパートナーと、協力し合うと書いてありますから、意見を取り入れていただければと思います。

【浦野委員】 根本委員みたいなご意見を持っている方はどんどんこういった機会でご発言できますよね。

【松尾会長】 それでは、時間も押してしまして、この1年議論していただきました図書館運営方針の改訂案については、本日で確定というようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、確定いたしましたので、あと、よろしくお願いいたします。

次に、議題2については審議事項になりますね。館長からご説明をお願いいたします。

【田中館長】 お手元に、運営体制についての諮問の写しを配付してございます。これ

を読ませていただきます。

小金井市図書館協議会会長、松尾昇治様ということで、小金井市図書館館長、田中肇。「(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について(諮問)」。小金井市図書館協議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会としてのご意見、ご見解を賜りたく、諮問いたします。

1、諮問事項、「(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について」。

2、諮問内容、「第4次小金井市基本構想での『市民参加と市民協働』によるまちづくりの推進、そして小金井市第3次行財政改革大綱に掲げられた『市民協働・公民連携等』を基本とした地域を運営する視点に立ち、平成26年4月開館予定の(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営にあたっては、図書館運営を目的としたNPO法人設立を支援して、同図書館分室運営業務を委託し、市民との連携を図りながら開館日・時間の拡大など、市民ニーズに応えた図書館分室の運営を図ることを考えています。

このことについて、どのような配慮、留意事項が必要なのか、ご意見、ご見解をお示しいただきたくよろしくお願い申し上げます」。

資料等については後でご説明しますが、この諮問書を会長にお渡ししたいと思います。

平成25年3月28日、「(仮称)貫井北町地域センター図書館分室の運営体制について(諮問)」です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【松尾会長】 確かに承りました。

【田中館長】 では、今、会長に諮問書をお届けしました。

【松尾会長】 よろしいですか。諮問をいただいたんですけれども、実質的な議論については、今日入るわけにもいかないわけで、次回から諮問の内容について、図書館協議会としてどのような意見、あるいは見解をまとめるかということ、時間をかけて議論をしていきたいと考えております。

【田中館長】 それでは、お配りした資料ですけれども、まず4番に小金井市第3次行財政改革大綱について。

それから、(5)小金井しあわせプランについてです。市民協働について記載している部分もありますので、その部分について抜粋したものをお配りしています。

それから、6番について、主な法人制度の比較表です。

それから、7番で、図書館をNPO法人が受託運営している参考例をお配りしています。

(7)をごらんいただけますでしょうか。7の資料。7でお配りした資料は藤沢で実際

にやっている例なんですね。藤沢は2010年7月に設立しています。それで受託図書館が現在2館受けています。最初に受けたのは2011年に受けています。それは1,652平米の大きな図書館ですね。

2番目に受けているのは、2012年4月に受けています。これが2,000平米ということで、かなり大きな図書館をNPO法人が持っています。

次に、NPO法人設立の経緯ですが、NPO法人設立については行政支援で行っていません。

限られた財源で豊かな図書館サービスを維持・拡充をして提供する。

それから、小さな政府で豊かな公共サービスを提供する公民連携の図書館版を実現する。民間企業への業務委託や指定管理者導入の流れの中、市民文化・教育を守り、より利便性を高めるためにNPO法人を設立し、司書資格のある非常勤職員などがNPO法人に移籍して運営に当たることで、培った経験が途絶えないような仕組みづくりとしたというふうな経過があります。

経緯から申し上げますと、行政のほうで特定の職員にNPO法人をつくるように、我々とか、そういうふうな形をとって、NPO法人設立に向けて動いて受託をするように仕向けたとか、そういうふうな手法をとっています。それで、流れの中でやっぱり、ここに書いているように、業務委託の流れの中で、指定管理とか企業委託をするよりもNPO法人に委託したほうがいだろうという当時の市長のお考えがあって、それを生かしてつくられたというふうな経過があります。

次の法人理事ですが、法人理事については、元図書館協議会の会長、元図書館長、元図書館専門業務員というのは、これは非常勤嘱託職員などが入って運営をしています。

効果として、藤沢は非常にボランティアが盛んな市なんです。600名以上の市民ボランティアがそのまま活動を継続できています。

それから、非常勤嘱託職員は、やっぱり5年で雇いどめとかがあったんですが、そういうことがあって、このNPO法人はなくなったということがあります。

それで、未経験者を雇用していたわけではないので、サービスの水準は維持をされています。

あとは、非常勤嘱託職員がNPO法人の主たるスタッフになりました。館長職もなっています。そういった関係で、モチベーションが非常に高まってサービスが向上しています。

それから、あと人件費については1割程度削減しているというふうに聞いています。

それで、あとはお手元に、図書館協議会のスケジュール案をお配りしました。それで、答申につきましては、ちょっと短くなって申しわけないんですが、7月に答申をいただきたいなと思っています。

これは、公民館も貫井北町地域センターについて、運営審議会のほうに実は諮問をしているんです。7月にやっぱり答申予定になっていますので、同じ時期に合わせていただければと思っています。

それで、回数については5回という予算をとっています。そのうち1回は、もしあれでしたら、この藤沢を見に行っていたらというふうに思います。それで、第1回目に協議していただいて、2回目に藤沢を視察していただいて、3、4、5というふうに議論をして答申をまとめていただけたらと思っています。

それで、スケジュールの日にちについては、会長のほうと相談して入れてしまったんですが、よろしければこの日程でやっていきたいんですが、もしご都合が悪いようであれば、その辺で、また調整はさせていただきたいなと思います。

【松尾会長】 今日、工程表をいただいたんですけども、図書館協議会とすれば、まず白紙。ちょっとそういう状態で今置いておきたいんです。今日、館長のほうからいただいた資料は、いわゆる市のほうの基本計画だとか、行革大綱も含めて資料を出されておりますけれども、議論に入るのは4月以降ということになりますので、資料はお目通しをいただいて、その知識の上に、4月になりましたら、図書館側の考え方を聞きながら、この答申に対する意見、見解をまとめていきたいと思うんです。スケジュールが、図書館でとった予算との関係があるので、月1のペースで、全5回になりますが、予算を配分して、このようなスケジュールになったんですけども、火曜日と金曜日をメインにしておりますが、皆さんのご都合というのはいかがでしょうか。金曜日の午前中、ただ、5月14日だけは視察ということで、火曜日になっていますけれども、いかがですかね。およその日程というか、このまま決めてしまっても大丈夫かなということになりますか。あるいは4、5月ぐらいまでを確定しておいて、状況によって6月、7月を決めていくとか。

【田中館長】 そうですね。今、会長がおっしゃったように、4、5だけ決めいただいて、6、7は仮で入れていただいても構わないんですけども。この時点でまず出席可能の方が多ければ、これでとりあえず決定したいと思いますけれども。

視察の日程について調整

【松尾会長】あと、報告事項は何になりますか。

【田中館長】貫井北の進捗状況があります。

【松尾会長】では貫井北の進捗状況について手短にお願いいたします。

【上石奉仕係長】貫井北町の購入ですが、今年24年度が一番大きな仕事になっておりました。8月に人事異動がありまして、私と岡本という職員で1万7,000冊という、予算を購入に力を注いでまいりました。3月13日時点ですが、1万6,923冊を購入できました。1万7,000冊までの残りの冊数を今調整しながら購入しております。

今年の、もう一つが移管冊数ということで、本館、分室等から貫井北町に移管するという作業が、計画では1万冊ということでございましたが、こちらはまだ少し遅れておまして、3月13日時点で3,922冊と、こちらのほうは手が足りなかったということになっております。

以上、購入冊数と移管冊数のみで申しわけないですけれども、報告です。

あと、工事についてですが、皆さん、お近くを通られてみておわかりかと思うんですが、工事は11月末、12月ぐらいから入りまして、来年の1月中に検査、調整ということで、引き渡しがあるということになっております。

以上です。

【松尾会長】どうもありがとうございました。

それでは、その他のところで報告を1点させていただきたいと思います。

資料12、最後の資料ですけれども、(仮称)小金井市生涯学習支援センター実現に向けての検討委員会というのが、社会教育委員の会議、公民館運営審議会、図書館協議会の3者で懇談会及び合同会議を年2回開いて、今、進めているテーマです。

それについて、去年の11月の合同会議のときに、支援センターについて、実現に向けて検討委員会をつくって、実現するような方向で要望なり提言なりをしていこうというお話があって小委員会を開いております。要望事項についての検討を行いまして、小金井市の現状や要望事項、生涯学習支援センターの必要性、生涯学習支援センターの機能、行政に求める役割、その他の要望というようにまとめてきました。

今、要望書を文章化しているところなんですけれども、まだお示しする段階になっておりませんので、もうしばらくお待ちいただきたいんですが、平成25年度は、今度、図書館協議会から運営主体が社会教育委員の会議のほうに移りまして、5月に予定されていま

す。そのときに合同会議をという考え方だったんですけども、公運審のほうで合同会議はできないということになりましたから、5月、懇談会というような形で会議を進めていくということになっています。そのときにこの要望案について文章化したものをご提示して、皆さんでご論議いただくということになっています。要望の事項は大方ここに盛りれております内容で整理できると思いますので、お目通しをいただいて、5月の懇談会のごときにご議論をお願いしたいということです。

この後、第4回というのは2月4日に開かれ、次に3月11日に第5回目の検討委員会を開いたんです。十分に報告がまだまとまっていないので、その報告は後ほどさせていただきたいんですが、4月3日に第6回目を開いて、その要望書案について最終的な文章化をしていきたいと考えております。4月3日を過ぎますと、ある程度お示しできる状況になるのではないかとということです。ということで、5回検討委員会が開かれておりますので、ぜひ5月の懇談会ではご意見をお願いしたいというふうに考えております。

以上でよろしいですか。

では館長のほうから。

**【田中館長】** 任期の最初に、図書館運営方針の改訂案、これについて図書館評価というようなこととお話ししたんですが、これにちょっと諮問が入ってしまいましたので、答申をいただいたその後、13期の方をお願いしたいというお願いしたいと考えています。

**【松尾会長】** ちょっと無理ですもんね。13期に図書館評価についてのご議論をいただくという流れになっています。

それでは、よろしいでしょうか。

田中館長さんが3月31日で定年をお迎えになるんですね。ご挨拶をいただければと思うんですが。

**【田中館長】** 3月31日で定年退職をします。私は6年間館長をしまして、図書館は通算して22年在籍をしました。市長部局より、教育委員会にいたほうが長いです。そういった関係で現場に多くいたということでやりがいがあったかなという思いはあります。

それで、実は後任の図書館長が決まりませんでした。後任は生涯学習部長、西田が兼務ということになります。そのかわり館長補佐というのができました。内部昇格ということで上石係長が館長補佐ということになります。だから、上石係長が今度、館長補佐になって、実質的な館長の役割をされるということですので、ご支援のほうをどうぞよろしくお願い致します。

では、上石さんのほうから、ご挨拶を。まだ内示の段階なんですけど。

【上石奉仕係長】 まだ内示の段階ですが、館長補佐ということで、今まで田中館長のほうが長く、ずっと図書館をやらせていただいて、私のほうは係長としてそばにいればよかったような状況でしたが、これからは西田部長と一生懸命やっていきたいと思います。何分、図書館のことしかわからないというところとちょっとあれなんですけど、予算とか、そういったことは弱いというか、他課との関係とか、私のほうも内示をいただいて焦っているところがございます。ただ、ずっと一生懸命やっていきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

【田中館長】 上石さんはずっと図書館一筋なんですね。図書館のことは、もう精通していますので、何でも質問していただければと思います。今後とも図書館協議会として図書館を応援していただきたい。どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

【松尾会長】 感謝の意味を込めて、田中館長に拍手を。(拍手)

それでは、今日の協議会はこれで終了したいと思います。どうもご議論ありがとうございました。

— 了 —